3川健障施第383号 令和3年8月3日

市内

障害児者入所施設 障害福祉サービス事業所 障害児通所支援事業所 「管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部長

緊急事態宣言の発出を踏まえた対応について(依頼)

新型コロナウイルスへの対応につきましては、各施設・事業所等において感染拡大防止対策の 徹底の上、適切な事業運営を継続いただき、誠にありがとうございます。

令和3年7月30日に新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、ま た、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針が示されておりますが、保健福祉サービ スは、重要な社会インフラとなっていることから、市民の生命や生活を維持するために不可欠なサ ービスを着実に提供していくために、必要な業務を継続することが求められます。

このため、各施設、事業所等におかれましては、「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態 宣言の解除及び社会福祉施設等の感染防止対策の徹底について(通知)」(令和2年6月4日付け 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課担当課長事務連絡)により通知しました取扱いを 基本的に継続することとし、感染拡大防止に向けた取組を行いながら、現行の事業運営を引き続 き行っていただきますようお願いいたします。

また、入所系サービスにつきましては、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者へのサービスを 継続するとともに、感染した場合の重症化リスクも考慮し、従業者へのPCR 検査の受検を引き続き 要請するとともに、新型コロナウイルスワクチンの接種については、発症予防、重症化予防ととも に、感染予防が示唆されているところであることから、希望する利用者、従業者等が安心して接種 を受けられるよう対応いただきますよう併せてお願いいたします。

> (障害者施設指導課事業者指導担当) 電話 044-200-0082

E-mail 40sidou@city.kawasaki.jp